

名称	石倉地区土地利用計画		
区域	位置	姫路市石倉の一部	面積 272.9 ha
目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p>“森が地域の守り神、里山と田畑の恵みで豊かな生活 森の風が子どもを育み、やさしい人の交流が生まれる 石倉”</p> <p>石倉地区は、まちに近いが森は深く自然に囲まれ、農産物や森の恵み豊かな環境の地域である。地域コミュニティは絆が深く、人はやさしい。少子高齢化が進むなか、貸し農園や、自然を生かした小さな企業により職住接近の新たな生活環境の可能性を見出し、また、峯相の里などに訪れる人との交流による地域活性化を図り、神話の里、美しい里山景観を継承していくものとする。</p>		
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 守る： 自然豊かな里山や、おすそ分け文化のある地域コミュニティ、祭り・文化を守ります。 ・ 改善する・創る： 農業を次世代に引き継ぐ環境づくり、子どもや若者の声が聞こえるにぎわいあるまちを創ります。 ・ 活かす： “太市の筍”の知名度を活かし、峯相の里などの地域資源を活用した新しい働き方の環境づくり、美しい自然や地域の魅力を外へ発信し、地域交流を図ります。 		
計画戸数	昭和46年以降で最大の世帯数を計画戸数とする	142	戸
詳細区域	ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域	(保全区域)	39.2 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津茂川や池は、農業用水や森林からの雨水などを調整するもので保全区域とします。 ・ 集落の墓地や公園を保全区域とします。 ・ 里山の一部は、国有林に指定されているため、保全区域とします。 		
	イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域	(森林区域)	163.6 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落周辺の里山は、地域森林計画対象民有林に指定されており、森林区域として守っていきます。 ・ 姫路市石倉最終処分場は、最終的に森に還元すると想定されていることから、森林区域とします。 		
	ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域	(農業区域)	41.1 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食糧生産基盤として農業の振興を図るとともに、農地が持つ多面的な機能を維持するために、農業振興地域の農用区域に指定された農地及び、集落周辺農地、里山と農用地の間の農地等を農業区域に指定します。 		
エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域	(集落区域)	15.6	ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の住宅が立地している区域を中心に、良好な生活環境の保全を図るとともに、地区のコミュニティを維持していくため戸建て住宅や共同住宅、長屋、兼用住宅等が建てられるよう、既存の住宅等の隣接地を含め、集落区域とします。 ・ 集落区域においては、安全で快適な居住環境の形成に努めるために、相互の助け合いができる良好な人間関係を継続していきます。 		

	オ その他区域	(その他区域)	13.4 ha
	・山陽自動車道路や山陽姫路西 IC に接続する国道 29 号及び道路法面は、姫路市の重要な幹線道路であり、その他区域とします。		
取り 組み	守る	<p>【伝統・文化の伝承】 鶏足寺跡や亀岩の稲の発祥伝説、祭りや盆踊り、稲荷神社などの伝統・文化を伝承し、地区の活動を継続していきます。</p> <p>【コミュニティの維持】 子どもは地区の宝、地区の近所づきあいやコミュニティを活発に行い、子どもの見守りができるまちにします。</p> <p>【田畑や自然環境の保全】 田園風景と蛸が景観遺産に指定されており、田畑や良好な自然環境を守り継承できるように、土地利用計画に従った土地の利活用を行います。</p>	
	改善する ・創る	<p>【里山・農地等の維持管理】 野生動物による被害の対策として、里山や農地の維持管理を進めます。</p> <p>【遊び場の確保】 未利用地の活用による子どもが遊べる広場や、空き家の活用による集会施設の確保などに努めます。</p> <p>【地区の魅力】 庭先農地や有休農地などの地域資源を活用したり、筍などの特産品や農産物の直売所をつくる等により地区の魅力の創出に努めます。</p>	
	活かす	<p>【PR】 石倉地区の立地条件（交通の便が良い）や自然豊かな居住環境を活かし、地域へ新たに入居してもらえようようなアピールに努めます。</p> <p>【農地の活用】 高齢等で耕作できなくなった農地の有効活用について、新たな発想のもと、地区で考え魅力ある地区の創出を行います。</p>	
備考	まちづくりの ルール	<p>【まちづくり協定】 石倉地区には、まちづくりのルール（協定）があります。 建物等を建築しようとする者は、石倉地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定を締結後に建築に着手するものとします。</p> <p>【まちづくり協定の運営】 地区のルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としております。 地区に新たに入居される方への伝達や、地区の見守りを目的とした活動を行います。</p> <p>【連絡先】 石倉地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>	